

港町心頭コンテナヤード施設
指定管理者募集要項

函館市港湾空港部
港湾空港振興課

目 次

1	募集の概要	1 P
2	応募資格	1～2 P
3	指定管理者候補者の募集	3～4 P
4	指定管理者候補者の選定	4 P
5	管理に関する基準	5 P
6	指定管理者の業務実施および履行責任等に関する 事項（モニタリングの実施）	5～6 P
7	業務の範囲および具体的内容	6 P
8	管理に関する経費等	7 P
9	自主事業	7～8 P
10	その他の特記事項	8～10 P
11	その他	10 P
12	問合先および応募先	10 P
	評価基準	11～12 P
	リスク分担表	13～14 P
	港町ふ頭コンテナヤード施設管理業務処理要領	15～20 P
	様式関係	
	函館市指定管理者指定申請書	21 P
	誓約書	22 P
	団体概要書	23 P
	グループ申請に係る構成団体の委任状	24 P
	事業計画書	25～27 P
	施設の管理に係る収支計画書	28 P
	自主事業に係る収支計画書	29 P
	質問票	30 P
	人件費の詳細な積算内訳	31 P
	賃金スライド対象人件費計画額	32～33 P

港町ふ頭コンテナヤード施設指定管理者募集要項

1 募集の概要

市では、函館市港湾施設管理条例で定める特定施設（以下「港町ふ頭コンテナヤード施設」という。）の指定管理者を募集します。

（１）施設の概要

ア 設置目的

函館港におけるコンテナ貨物等の物流の活性化を図り地域経済の発展に資することを目的とします。

イ 施設概要

- ① 名 称 港町ふ頭コンテナヤード施設
- ② 所在地 函館市港町２丁目３２番および３６番３２先
- ③ 主な施設
 - コンテナヤード ２．９ｈａ
 - 上 屋 １棟
 - 管理棟 １棟
 - 移動式荷役機械 ４基（タイヤマウント式ジブクレーン２基
リーチスタッカ ２基）
 - リーファコンセント ３２口

（２）指定期間

令和８年(2026年)４月１日から令和１３年(2031年)３月３１日まで（５年間）

（３）募集等スケジュール（予定）

- ① 募集要項の配布 令和７年５月１３日（火）～７月１日（火）
- ② 募集説明会の開催 ５月２０日（火）
- ③ 申請の受付 ５月１３日（火）～７月１日（火）
- ④ ヒアリングの実施 ７月上旬～７月下旬
- ⑤ 指定管理者の候補者の選定 ８月中旬～１０月下旬
- ⑥ 選定結果の通知 ９月下旬～１１月上旬
- ⑦ 仮協定の締結 １１月
- ⑧ 指定管理者の指定および協定の締結 １２月

2 応募資格

港町ふ頭コンテナヤード施設の指定管理者の応募資格は、以下のとおりです。

（１）団体であること。

- ① 法人格の有無は問いません。
- ② 複数の団体により構成されたグループで申請する場合は、グループの代表となる団体を定め、代表団体が申請すること。また、グループの代表団体および構成団体の変更は原則認めません。

（２）北海道内に主たる事務所を有し、函館市内に支店または営業所等の事務所を有する団体であること。

「主たる事務所」とは、法人の場合、本市においては、本社または本店としております。

- ・グループ申請の場合：グループを構成する団体全てが該当
- ・LLP（有限責任事業組合）：LLPを構成する全ての組合員が該当

（３）消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）における適格請求書発行事業者としての登録を受けたまたは指定期間開始までに登録を受ける予定の団体であること。

ただし、使用料施設のほか、当該施設の特性上、利用者が適格請求書（以下「インボイス」という。）を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合はこの限りではありません。

- ・グループ申請の場合：グループを構成する団体全てが適格請求書発行事業者としての登録を受けた、または指定期間開始までに登録を受ける予定の団体であること

（４）港町ふ頭コンテナヤード施設を管理するうえで必要な資格等を有していること。

危険物取扱者乙種第４類

（５）団体およびその代表者が、次の者に該当しないこと。（⑦の場合は役員を含む。）

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 市における競争入札への参加を制限されている者
- ④ 指定管理者の指定の取消しを受けた日から５年を経過しない者、または、指定管理者に指定することができなくなり、もしくは著しく不適当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けた日から５年を経過しない者
- ⑤ 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（イおよびウに掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者

ア 議会の議員

イ 市長および副市長

ウ 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員

※ これらに準ずる者とは、法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役もしくは理事と同等程度の執行力と責任を当該法人に対して有している者で、「公益社団・財団法人」、「一般社団・財団法人」における評議員会の評議員も相当します。

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員ならびに支配人および営業所の代表者を含み、その他の団体の場合は、団体の代表者・理事等法人の場合と同様の責任を有する者）

※ ⑥および⑦については、提出された団体概要や役員名簿等に基づき、警察との連携により、必要な調査を行う場合があります。

（５）複数申請の禁止

同一団体が複数の申請をすることはできないものとします。

また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することおよびグループとして申請した構成団体が単独で、または他のグループの構成

団体として当該施設の指定管理者に申請することはできません。

なお、この場合のグループとは、指定管理者となることを目的に構成された団体とします。

3 指定管理者候補者の募集

(1) 募集手続

① 募集要項の配布

- ・ 配布期間 : 令和7年5月13日(火)～7月1日(火)
- ・ 配布場所 : 函館市港湾空港部港湾空港振興課および市ホームページ上で配布

② 募集説明会の開催

- ・ 開催日時 : 令和7年5月20日(火) 14時00分から
- ・ 開催場所 : 函館市役所8階第2会議室
- ・ 参加人数 : 各団体2名以内

③ 指定管理者指定申請書類の受付

- ・ 受付期間 : 令和7年5月13日(火)～7月1日(火)
- ・ 受付方法 : 函館市港湾空港部港湾空港振興課あてに提出してください。
- ・ 受付時間 : 持参の場合、平日の午前8時45分～午後5時30分とします。
- ・ 締め切り : 令和7年7月1日(火) 午後5時30分必着分までとします。

(2) 応募時の提出書類

提出書類		グループ申請の場合 の提出者
①	指定管理者指定申請書(別記様式1)	代表団体
②	当該施設を管理するうえで必要な資格等を証する書類	資格を有する団体
③	誓約書(別記様式2)	代表団体と構成団体
④	団体概要書(別記様式3)	代表団体と構成団体
⑤	グループ申請に係る構成団体の委任状(別記様式4)	代表団体
⑥	グループ協定書の写し(管理業務に関し、共同連帯して実施することを目的とする協定書等の写し)	代表団体
⑦	定款、寄附行為、規約、役員名簿(生年月日入り)、その他これらに類する書類	代表団体と構成団体
⑧	法人の場合、登記事項証明書 (地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体の場合、同条第12項の証明書)	代表団体と構成団体
⑨	事業計画書(別記様式5-1, 5-2)	代表団体
⑩	施設の管理に係る収支計画書(別記様式6) 別記様式6のほか、具体的な積算内訳・根拠資料について別紙で示してください(様式任意)。 このうち、人件費の積算内訳については、別記様式9にて提出すること。	代表団体
⑪	自主事業に係る収支計画書(別記様式7)	代表団体

⑫	応募団体の経営状況を証明する書類 ア 営利目的以外の団体の場合 ・令和7年度の収支予算書および事業計画書 ・令和6年度の収支計算書および事業報告書 イ 営利を目的とする法人の場合 ・令和7年度の収支予算書および事業計画書 ・直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書 ・法人市民税の納税を証する書類 (市税の滞納がない旨の証明書で可) なお、これら書類がなく、新たに作成することができない特別の事情等がある場合は、団体の経営状況を説明する書類がない旨およびその理由を記載した申立書を提出してください。	代表団体と構成団体
⑬	賃金スライド対象人件費計画額（別記様式10） 指定期間全期間に係る賃金スライド制度適用の有無を記載して、提出してください。 賃金スライド制度の適用を希望する場合は、別記様式6および別記様式9の人件費のうち、賃金スライド制度の対象となるものについて記載してください。 ※ 制度の詳細は、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」を参照してください。	代表団体

（３）留意事項

- ① 募集締切後、提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市が内容の訂正を求める場合は除きます。
- ② 指定管理者候補者選定委員会開催前において、市は、提出された書類を補足する他の書類等の提出を求める場合があります。
- ③ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ④ 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- ⑤ 応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

（４）募集に関する質問

応募資格を有しているもので、募集要項等の配布資料について質問がある場合は、質問票（別記様式8）により、持参、郵送、ファクスまたは電子メールのいずれかにより、令和7年6月17日（火）までに函館市港湾空港部港湾空港振興課あてに提出してください。

なお、いただいた質問については、ホームページで随時回答します。

4 指定管理者候補者の選定

（１）選定方法

函館市港湾空港部において、提出書類を精査するとともに、必要に応じヒアリングを実施します。その後、市が設置する指定管理者候補者選定委員会において、評価基準に照らし評価・採点を行い、最も適当と認められる団体を指定管理者候補者として選定します。

なお、選定委員会では、原則として全ての応募団体に対してヒアリングを実施します。

（２）評価基準

選定における評価基準は11ページから12ページのとおりです。

（３）選定結果の公表

応募があった団体の名称、評価内容などの選定結果および選定委員会会議録（概要）は、選定委員会終了後に公表します。

(4) 協定の締結

市と指定管理者候補者に選定された団体において、委託費や業務の細目的事項について定める仮協定を締結します。その後、指定管理者の指定について議会の議決があった日をもって本協定を締結するものとし、仮協定書をもって本協定の協定書となります。

5 管理に関する基準

港町ふ頭コンテナヤード施設の供用期間および供用時間は以下のとおりとします。

(1) 供用期間 原則1月1日から12月31日まで(通年)

(2) 供用時間 午前0時から午後12時まで(24時間)

※コンテナ貨物等の搬出入、荷役等に支障を来さない体制としますが、上記供用期間および時間中、職員が常駐しなければならないものではありません。

(3) 利用料金

当該施設は、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制を導入していますので、利用料金は指定管理者の収入となります。

なお、利用料金は、指定管理者が次に掲げる表の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとします。

(港湾施設使用料 港湾施設管理条例別表(抜粋))

区 分		金 額
上屋	指定保税上屋	
	1 一般使用	
	ア 5日までの分	無 料
	イ 6日から15日までの分 1平方メートルまでごとに1日につき	11円
	ウ 16日以後の分 1平方メートルまでごとに1日につき	13円20銭
	2 専用使用1平方メートルまでごとに1月につき	385円
移動式荷役機械	1 ジブクレーン1台につき	
	ア 使用時間が1時間まで	41,905円
	イ 使用時間が1時間を超えた後30分までごとに	20,952円
	2 リーチスタッカ1台につき	
	ア 使用時間が1時間まで	5,238円
	イ 使用時間が1時間を超えた後30分までごとに	2,619円
冷凍コンテナ用 電気供給施設 (リーファコンセント)	コンセント1口につき1時間までごとに	136円

6 指定管理者の業務実施および履行責任等に関する事項(モニタリングの実施)

(1) 事業報告書の作成および提出

指定管理者は、港町ふ頭コンテナヤード施設に関する実施状況報告書、収支決算書および経営状況を説明する書類を作成し、翌事業年度の4月末までに提出しなければなりません。

（２）業務報告の聴取等

函館市は指定管理者に対し、その管理する業務および経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施を確認するため、実地に調査し、または必要な指示をすることができます。

（３）利用者ニーズの把握

指定管理者は、施設におけるサービス向上のため、利用者アンケートを実施するなど、利用者ニーズを把握し、管理業務に反映させることに努めなければなりません。

（４）管理業務の評価および公表

ア 指定管理者は毎年度事業完了後、業務仕様書、事業計画書、協定書等に基づき自らの管理業務の自己評価を行い、函館市に提出しなければなりません。

イ 函館市は、（１）に規定する実施状況報告書等や前項に規定する自己評価により実績評価を行い、評価結果について公表します。

７ 業務の範囲および具体的内容

指定管理者が行う主な業務の範囲は次のとおりですが、詳細については「別紙 港町ふ頭コンテナヤード施設業務処理要領」に記載しております。

なお、業務の執行については、指定管理者が自ら行うことを原則としますが、部分的な業務については、市長の承認を得て、他の事業者にも再委託できるものとします。

（１）コンテナヤード施設の管理運営に関すること

ア 職員の配置および研修等に関する業務

イ 上屋、移動式荷役機械、リーファコンセントの使用の許可および規制等に関する業務

ウ 除雪に関する業務

エ 清掃に関する業務

オ 警備、巡回等に関する業務

（２）コンテナヤード施設および附属施設の維持管理に関すること

ア 施設・設備に係る修繕業務

イ 施設・設備に係る点検業務

ウ 移動式荷役機械に係る給油業務

（３）外国貨物等の管理に関すること

ア 社（団体）内管理規定策定業務

イ 記帳業務

（４）国内貨物等の管理に関すること

ア 記帳業務

（５）貨物および船舶の誘致（ポートセールス）に関すること

ア ポートセールス（ＰＳ）業務

（６）その他の業務に関すること

ア 災害時、事故発生時の対応に関する業務

イ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する業務

ウ 市に提出する書類の作成等庶務経理業務

8 管理に関する経費等

(1) 管理に関する経費

市が設定している管理委託料の限度額は、令和8年度から令和12年度までの5年間で、162,970千円（消費税等は10%で算定）となっております。

（経費内訳：5か年総額）

（単位：千円）

区 分		金 額	備 考
支出 (A)	人件費	57,355	
	維持管理費	163,127	
	諸経費	7,800	PS業務経費含む
	消費税等	22,828	10%
	小計(A)	251,110	
収入 (B)	利用料金(B)	77,610	コンテナ取扱量 現状：4,200本分
	利用料金(C) (ポートセールスによる増加分)	10,530	コンテナ取扱量 PSによる増加600本分
支出(A)－収入(B＋C)＝合計		162,970	

(2) 経費の支払い

指定期間内の会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払います。

なお、支払時期や支払方法は協定で定めます。

(3) 会計処理

港町ふ頭コンテナヤード施設の管理に関する収入および支出は、独立の会計を設け、団体の他の会計と区別して経理してください。

(4) 賃金水準の変動への対応について

本施設は社会一般の賃金水準の変動率に応じて、2年目以降の管理委託料の見直しを行う「賃金スライド制度」を導入しています。

制度の詳細は、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」を参照してください。

(5) 利用料金の取り扱い

利用料金については、利用する日に当該施設を管理している指定管理者の収入とし、指定期間終了の年度において、次期指定期間の利用に係る利用料金を収受した場合は、その分を新たな指定管理者へ引き継ぐものとします。

9 自主事業

(1) 自主事業の提案

指定管理者は、管理業務以外に、港町ふ頭コンテナヤード施設の用途または目的を阻害せず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上を目的として、管理業務以外に自己の費用と責任で自主事業を実施することができます。

提案された自主事業は、市の承認を得たうえで、実施することができます。自主事業を提案する場合には、事業計画書（別記様式5－2）にその内容を記載するとともに、自主事業に係る収支計画書（別記様式7）を提出してください。

なお、自主事業で得られる利益の全部または一部を施設の管理に係る収支計画書（別記

様式6) に計上することにより、施設の管理費用に充てることができます。

(2) 行政財産の目的外使用

自主事業の内容によっては、市の使用許可を得たうえで、市が定める行政財産の目的外使用許可の使用料の支払いが必要となります。(例：飲食、物品販売など)

【参考】管理業務と自主事業の区分

業務または事業の性質	協定書 (処理要 領・仕様) 記載有無	設置目 的の範 囲内か 否か	業務内容	施設の管理 に係る収支 計画書への 記載の可否
管理業務 指定管理委託料または施設の利用者から徴収する利用料金、参加費、入場料、その他の収入を充てて実施する、指定管理者が行う業務として条例に規定された業務。	○	○	市が実施を義務付ける業務	○
			指定管理者の企画提案により実施することを義務付ける業務	
自主事業 指定管理者が、施設の用途または目的を阻害せず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上を目的として、管理業務以外に自己の費用と責任で行う事業またはその業務。	×	○	施設の設置目的内の事業または業務	× (但し、自主事業で得られた利益を計上してもよい。)
		×	行政財産の目的外使用許可による事業または業務	

10 その他の特記事項

(1) 管理上発生する責任分担

管理業務に関するリスク分担は、13ページから14ページのとおりです。

応募者は、指定管理者が分担することとなるリスクを適切に考慮したうえで、事業計画の立案や委託料の積算を行う必要があるので留意願います。

(2) 関係法令等の遵守に関する事項

業務を遂行する上で、函館市港湾施設管理条例および同条例管理規則、港湾法、同法施行令および同法施行規則のほか、特に以下の法令を遵守するものとします。

なお、このほか、関係法令等がある場合は、当該法令等についても遵守するものとします。

ア 地方自治法第244条第2項および第3項

(公の施設)

第244条

2 普通地方公共団体(次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

イ 個人情報の保護に関する法律第66条第1項および第2項

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の

取扱いについて準用する。

- 2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

ウ 函館市情報公開条例第23条第1項および第2項

（指定管理者の情報公開）

第23条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書のうち自己が管理を行う同法244条第1項に規定する公の施設に関する文書の公開に努めるものとする。

- 2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書について公開請求があった場合において、当該文書を実施機関が保有していないときは、当該指定管理者に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

エ 函館市行政手続条例

指定管理者は、函館市行政手続条例の「行政庁」に該当するため、使用許可等の処分は、同条例の定めに従って行うこととなります。

（3）管理業務の委託の禁止等

管理業務を一括して第三者に委託し、または請負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ第三者に委託する理由を記載した申請書を提出し、市が承諾した場合は、この限りではありません。

（4）指定の取消し等

市は、指定管理者が市の指示に従わないときや応募資格を失ったときなどは、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずることとなります。

なお、指定管理者は、収支計画書の年度平均収入額（自主事業分は除く。）の10分の1に相当する額の違約金を市に支払わなければなりません。

ただし、収入額が支出額を上回る場合は、当該施設の運営に要する費用（支出額等）の10分の1に相当する額とします。

（5）損害賠償責任

指定管理者は、故意または過失により、市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は、指定管理者に対して求償権を有します。

（6）保険の加入に関する事項

原則として、指定管理者に帰責性がある場合の第三者への賠償に備えるため、指定管理者において、損害賠償責任保険に加入していただきます。

ただし、市では施設での事故等に備え、次の保険に加入しており、指定管理者が当該保険の補償内容で十分と判断した場合においては、加入の必要はありません。

[市が加入する保険の補償内容]

全国市長会「市民総合賠償補償保険」

支払 限度 額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円
	個人情報漏えいによる損害賠償		2億円
	個人情報漏えいによる対応費用		1事故1,000万円 年間3,000万円

※指定管理者の賠償すべき額が当該保険の支払限度額を超える場合は、指定管理者の自己負担となります。また、支払限度額の範囲内であっても、事案により、指定管理者に自己負担が生じる場合もあります。

(7) 備品の管理および帰属

市が備え付ける備品は、20ページ港町ふ頭コンテナヤード施設管理業務処理要領「4 備品等について」のとおりです。

市が貸与している備品等が経年劣化により、管理業務実施の用に供することが出来なくなったとき、または新たに必要となった備品等は、必要に応じて市が購入または調達します。

指定管理者が施設利用者のサービス向上を目的に、自らの費用で購入または調達した備品等は、市と協議のうえ、管理業務の用に供することができ、当該備品等は指定管理者に帰属します。

(8) 事前準備に関する事項

指定管理者は、指定管理者の負担により、業務を円滑に行えるよう指定期間の開始日前までに準備を行い、市または前指定管理者から必要な引き継ぎを受けるものとします。

(9) 原状回復および事務引き継ぎに関する事項

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定される場合を除く。）または指定を取り消されたときは、速やかに原状回復し、市に必要な資料等を引き継ぐとともに、市または新たな指定管理者と十分事務引き継ぎを行うこととなります。

11 その他

(1) 保稅業務等に関する事項

保安地域許可書、保稅業務の一部業務に関する契約書および保稅業務経験者の経歴書等、保稅業務に係る書類がある場合は評価の参考としますので、指定管理者指定申請書に写しを添付してください。

12 問合先および応募先

函館市港湾空港部港湾空港振興課
〒040-8666 函館市東雲町4番13号
電話：0138-21-3493
FAX：0138-26-2656
E-mail：port-dev@city.hakodate.hokkaido.jp

評価基準

評 価 項 目	配 点
1 施設設置の目的が達成できるか	4 0
・施設の設置目的に合致した方針か ・施設の管理業務について十分理解しているか ・施設の保守管理、衛生管理は適正に行われるか ・管理業務に関連する法令等について理解し、遵守が見込まれるか ・経理処理は適正になされるか ・市への必要な報告や市の実地調査、市からの指示に適正に対応できるか ・市からの委託事業は、効果的な内容で提案しているか ・施設管理およびポートセールスに必要な人員を確保しているか（資格者を含む） ・管理責任者および管理・監督体制は明確になっているか	
2 市民の平等利用が確保され、市民サービスの向上が図られるか	4 0
・利用者の平等利用についてどのような考え方があるか ・利用者に向けた新たなサービスの提供が図られるか ・具体性をもった利用促進策を考えているか ・サービス向上の独自への取り組みはあるか ・積極的な情報発信を行おうとしているか ・利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされるか ・定期的な自己評価を行うか ・苦情処理の体制は明確になっているか ・職員の育成・資質向上について、どのような考え方があるか	
3 収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか	3 0
・管理経費削減のための工夫を行っているか ・妥当な根拠に基づいて積算しているか ・過度・過小な積算をしていないか ・必要な経費は全て計上されているか ・当該管理業務に対する経営努力があるか	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	3 0
・受託への意欲・熱意が感じられるか ・指定管理者制度の趣旨を理解しているか ・安定した管理体制を提供できる財政基盤はあるか ・類似した施設管理の運営実績はあるか ・団体の安定性・継続性はあるか ・団体運営における法令等を遵守しているか ・役割分担など確実性・妥当性があるか（グループ申請の場合）	
5 緊急時対応などが確立されているか	2 0
・災害等緊急時に対する方針、体制が確立されているか ・事故防止に向けた取り組みを行っているか ・管理運営上発生する損害等のリスクに対し備えは十分か ・災害等緊急時のマニュアルは作成しているか ・利用者の安全管理体制や対策は十分か	

6 個人情報保護の適正な管理が図られるか	10
・利用者の個人情報について、どのような保護措置を講じるか ・個人情報の保護について十分に理解しているか	
7 雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40
・従業員の給与が高い水準にあるか ・従業員の社会保険の加入等は適当か ・労働契約の締結や労働条件の明示などは、適正に行われるか ・労働条件（労働時間、健康管理、労災保険、雇用保険等）はどうなっているか ・指定期間満了後における従業員の雇用について、どのような考え方か	
8 環境に配慮した経営を行っているか	10
・（団体において）ISO14001を取得しているか ・（団体において）環境に配慮した経営について、独自の考え方はあるか	
9 障害者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10
・（団体において）障害者等の雇用に積極的か ・（団体において）男女共同参画の取り組みを図っているか ・（団体において）福祉活動の実績はあるか	
10 地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20
・（団体において）どのような地域活動の実績があるか ・地域の港湾・物流業者とどのように関わっていくのか ・函館港のためどのような貢献が図られるか	
11 施設の利用促進への取り組み	50
・具体的な成果目標を持ったポートセールス業務が実施可能か ・施設の利用促進につながる効果的な自主事業の提案であるか ・団体独自のノウハウを発揮できるものはあるか ・適正な収納管理体制が図られるか ・第3者に委託する場合の業者選定、指導・監督体制は確立されているか ・施設利用に関する申請受付・許可業務が適正に行われるか ・利用料金の金額の設定は妥当か ・市の施策や市が求める提案等に対して柔軟的に対応できるか ・管理業務開始までの準備体制は十分か ・地元雇用に積極的か	
12 提案金額の比較について	200
・最低提案金額／提案金額×200点	
合 計	500

リスク分担表

項 目		内 容	負担者	
			市	指定管理者
書 類 関 連リスク	作成書類の誤り	要領等市が作成した書類に関するもの	○	
		申請書等指定管理者が作成した書類に関するもの		○
制 度 関 連リスク	法令の変更	管理業務に直接関係する法令の制定, 改正等によるもの	○	
		上記以外の一般的な法令の制定, 改正等によるもの		○
	税制の変更	管理業務に直接影響を及ぼす新税の創設, 税制改正等によるもの	○	
		上記以外の一般的な新税の創設, 税制改正等によるもの		○
維 持 管 理リスク	金利の変動	金利の変動によるもの		○
	物価の変動	物価の変動によるもの		○
	賃金水準の変動	賃金水準の上昇による人件費の増加 ※	○	一部
	施設競合・需要変動 (利用料金制のみ)	施設競合により利用者または収入が減少したことによるもの 当初の需要見込みと実際の需要に差異が生じたことによるもの		○
	備品の損傷	経年劣化によるもの	購入	○
			1件当たり 10 万円未満の修繕	○
			1件当たり 10 万円以上の修繕	○
		第三者の行為から生じたもので相手 方が特定できないもの	購入	○
			1件当たり 10 万円未満の修繕	○
			1件当たり 10 万円以上の修繕	○
		管理上の瑕疵によるもの		○
	施設, 設備等の損傷	経年劣化によるもの	1件当たり 50 万円未満の修繕 または購入等	○
			1件当たり 50 万円以上の修繕 または購入等	○
		第三者の行為から生じたもので相手 方が特定できないもの	1件当たり 50 万円未満の修繕 または購入等	○
			1件当たり 50 万円以上の修繕 または購入等	○
		管理上の瑕疵によるもの		○
		施設の構造上の瑕疵によるもの		○
	展 示 物, 資 料 等 の 損 傷	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの		○
		第三者の行為から生じたもので相手 方が特定できないもの	1件当たり 50 万円未満の修繕 または購入等	○
			1件当たり 50 万円以上の修繕 または購入等	○
	政治的・行政的理由 による事業の変更	政治的・行政的理由から, 業務の全部もしくは一部を中止し, または業 務内容を変更したことによるもの		○
	業務不履行	指定管理者による管理業務および協定内容の不履行		○

項 目		内 容	負担者	
			市	指定管理者
維持管理リスク	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等によるもの		○
		施設もしくは機器の不備または施設改修による臨時休館等によるもの	○	
		指定管理者の提案による自主事業運営によるもの		○
	セキュリティ	指定管理者の警備不備によるもの		○
		上記以外のもの	○	
社会リスク	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの		○
		上記以外のもの	○	
	周辺地域および施設利用者への対応	地域との協調に関するもの		○
		施設設置、管理業務内容等に対する施設利用者等からの反対、訴訟、要望等に関するもの	○	
		管理業務に関する施設利用者への対応に関するもの		○
不可抗力リスク	不可抗力(暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、火災、暴動等市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象をいう。以下同じ。)に伴う施設等の復旧	不可抗力に伴う施設、設備等の復旧に関するもの	○	
	不可抗力に伴う事業の中止	不可抗力に伴い、業務の全部もしくは一部を中止したことによるもの	協議事項	
指定の終了等		指定管理者の指定期間が終了した場合または指定を取り消した場合の撤収に関するもの		○

※賃金水準の変動のリスク分担については「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」による。

別紙

港町ふ頭コンテナヤード施設管理業務処理要領

港町ふ頭コンテナヤード施設（以下「コンテナヤード施設」という。）の指定管理者は，管理業務をこの要領により処理するものとする。

1 コンテナヤード施設の概要

- (1) 名 称 港町ふ頭コンテナヤード施設
- (2) 所 在 地 函館市港町2丁目32番および36番32先
- (3) 施設の内容 上屋
管理棟
リーファコンセント
移動式荷役機械
(ジブクレーン2基リーチスタッカ2基)
ヤード照明灯
コンテナヤードフェンス
ほかコンテナヤード施設一式

2 管理業務

コンテナヤード施設を適正に使用できるように，施設および設備の機能を維持するとともに，効率的な事務処理を行うなど，コンテナヤード施設を円滑に管理し，施設の利用促進に資するために必要な業務を行うものとする。

(1) コンテナヤード施設の管理運営に関すること

コンテナヤード施設の管理運営にあたっては，乙は，協定書および甲が別に示す函館港港町ふ頭保安規定に基づき，以下により管理運営を行うこと。

ア 職員の配置および研修等に関すること

- (ア) コンテナヤード内に外国貿易貨物が蔵置されている場合には，1名以上，また，コンテナ船が係留されている場合には2名以上の人員を配置すること。
- (イ) 従業員の勤務形態は，コンテナヤード施設の管理運営に支障がないよう定めること。
- (ウ) 従業員に対し，コンテナヤード施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
- (エ) 従業員は，安全に作業を行うことができる服装を着用し，所

定の位置にスタッフカード等を付け身分を明らかにすること。
イ 次の各号に掲げる施設の使用の許可および規制等に関すること。

(ア) 上屋

(イ) リーフアコンセント

(ウ) 移動式荷役機械

(タイヤマウント式ジブクレーン, リーチスタッカ)

ウ 除雪に関すること

冬期間, 荷役作業等に支障のないよう積雪の状況に応じ適切な除雪作業を行うこと。

エ 清掃に関すること

コンテナヤード内および上屋等については, 貨物の蔵置状況その他荷役の状況を確認のうえ適切な清掃を行い, 施設内から排出される廃棄物を適正に処理すること。

また, 新聞紙・OA紙・ダンボール・雑誌類・雑がみについては分別を徹底し, 古紙回収業者に回収を依頼又は持ち込みする等, 再資源化に努めること。

オ 警備, 巡回等に関すること

コンテナヤード内および上屋等については, 貨物の蔵置状況その他荷役の状況を確認のうえ適切な警備, 巡回等を行うこと。

(2) コンテナヤード施設および附属施設の維持管理に関すること

コンテナヤード施設の施設, 設備等を適正に維持するため, 施設を随時点検するとともに, 荷役作業等に支障のないよう維持管理に努めるものとする。

ア 施設・設備に係る修繕

1 件あたり 50 万円未満の小規模な修繕は乙が行うものとし,

1 件あたり 50 万円以上の大規模な修繕は甲が行うものとする。

イ 施設・設備に係る点検

(ア) 日常点検

コンテナヤード施設について, 1 日 2 回以上, 目視による点検を行い, 異常の有無について確認すること。

(イ) 定期点検

タイヤマウント式ジブクレーンについてはクレーン等安全規則第 35 条, リーチスタッカについては労働安全衛生規則第 151 条の 32 に基づく定期点検を月 1 回行うこと。

ウ 移動式荷役機械に係る給油

荷役作業終了後等に油量を確認し, 荷役作業等に支障のないよう適切な給油を行うこと。

エ その他

コンテナヤード施設の施設・設備等を適正に維持するため、貨物の蔵置状況、荷役作業の状況等に応じ必要と判断される作業については適切に実施すること。

(3) 外国貨物等の管理に関すること

コンテナヤードにおいては、外国貨物等の管理を行い、関税法に基づく記帳義務を果たし、倉主責任を負うことになることから、社（団体）内管理規定、保税業務担当者および内部監査人を定め、甲ならびに函館税関に提出するとともに、次の台帳等を作成し管理するものとする。

ア 輸出入保税台帳

関税法施行令第29条の2の規定に基づき、次の内容を記録するものとする。

(ア) 共通事項

当該貨物の記号、番号、品名、数量、荷主名、積載船名、搬出入年月日等

(イ) 外国貨物につき内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れを行う場合

取扱いの種類・内容、取扱年月日、貨物の数量等に変更があればその変更内容等

(ロ) 関税法に規定する許可、承認、指定等を受けた場合

当該許可等の取得年月日および書類番号等

イ 輸出入コンテナリスト

輸出、輸入それぞれに対し、船名、船社、乙仲、コンテナ番号、コンテナ種別、重量、温度、輸出入許可日等を記録すること。

ウ コンテナ在庫リスト

コンテナヤード施設内にあるコンテナについて、船名、コンテナ番号、コンテナ種別、乙仲、輸出入者、蔵置場所、搬出入日時、蔵置日数等を記録すること。

エ 集荷中コンテナリスト

搬出の際に使用したコンテナについて、コンテナ番号、コンテナ種別、船社、船名、乙仲、輸入者、搬出日時、搬出からの経過日数等を記録すること。

オ その他保税業務に必要な書類

(4) 国内貨物等の管理に関すること

コンテナヤードにおいては、国内貨物等の管理を行い、次の台帳等を作成し管理するものとする。

ア 移出入コンテナリスト

移出，移入それぞれに対し，船名，船社，コンテナ種別，重量等を記録すること。

イ コンテナ在庫リスト

コンテナヤード施設内にあるコンテナについて，船名，コンテナ番号，コンテナ種別，蔵置場所，搬出入日時，蔵置日数等を記録すること。

ウ その他業務に必要な書類

(5) 貨物および船舶の誘致（ポートセールス）に関すること

施設の利用促進を図るため，以下の業務を行うこと。

ア ポートセールス（P S）業務

函館港の利用に関する需要を踏まえ，貨物および船舶の誘致にかかるセールス活動を関連する企業や団体を対象に実施すること。

P Sの結果，利用料の増収につながるコンテナ貨物取扱量を毎年度600本増加させることを目標値とすること。

(6) その他の業務に関すること

ア 災害時，事故発生時の対応に関する業務

(ア) 緊急時対策，防犯・防災対策についてのマニュアルを作成し，従業員に対し，指導を行うこと。

(イ) 災害による被害状況，事故発生時の状況の確認および関係機関への連絡

イ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する業務

(ア) 適格請求書の交付

(イ) 適格返還請求書の交付

(ウ) 修正した適格請求書の交付

(エ) 交付した適格請求書の写しの保存

ウ 甲に提出する書類の作成等庶務経理業務

(ア) 次年度の事業計画書および収支予算書

(イ) 各年度の事業報告書および収支決算書

(ウ) 各月のコンテナヤード施設の維持管理表（別紙様式1），コンテナヤード施設の使用状況報告（別紙様式2～4）およびポートセールス日報（別紙様式5）

(エ) 港町ふ頭2号荷さばき地，港町ふ頭3号荷さばき地，港町ふ頭4号荷さばき地および港町ふ頭5号荷さばき地に係る使用申請書等の取次業務

(オ) 各月のコンテナヤードに係る使用電力量の報告

(カ) 甲との連絡調整

- (キ) 指定期間終了後にあたっての引継
- (ク) その他必要な業務

3 モニタリングの実施

施設の管理に関するモニタリングの実施に係る業務は次のとおりとする。

(1) 各種報告書等によるモニタリング

ア 事業報告書

地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後、4月末までに、甲へ提出しなければならない。

事業報告書に記載すべき主な内容は次のとおりとする。

(ア) 事業計画書、協定書および施設管理業務処理要領に基づく実施状況

(イ) 自主事業実施状況

(ウ) 事業収支状況

(エ) 施設使用状況

(オ) 事故発生状況、苦情処理

(カ) 市民ニーズ把握実施状況

(キ) 乙の経営状況を確認できる財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

イ 業務日報（月報）

各月のコンテナヤード施設の維持管理表（別紙様式1）、コンテナヤード施設の使用状況報告（別紙様式2～4）およびポートセールス日報（別紙様式5）等について記録し、毎月終了後、翌月10営業日までに甲に提出しなければならない。

(2) 業務報告の聴取等

甲は乙に対し、その管理する業務および経理の状況に関し定期的に報告を求め、業務等の実施を確認するため、実地調査または必要な指示をすることができるものとする。

(3) 利用者ニーズの把握

ア 乙は、利用者の意見を把握するため、当該施設における利用者アンケートを実施し、結果を甲へ報告しなければならない。アンケートの内容については、甲および乙協議のうえ変更できるものとする。

イ 調査方法は、乙が利用者アンケート用紙を作成し、施設内に回収箱を設置し回収するなどとし、実施時期、期間および回数等に

については、甲および乙協議のうえ決定するものとする。

(4) 管理業務の評価および公表

ア 乙は年度終了後に評価シート（別紙様式6）により自己評価を行い、事業報告書とともに甲に提出しなければならない。

イ 甲は（1）および（3）に規定する各種報告書および前項に規定する自己評価により、実績評価（別紙様式7）を行い、乙に通知するとともに、毎年度6月末までにホームページで公表するものとする。

4 備品等について

コンテナヤード施設の備品については、以下のとおり。

No.	品 名	数 量
1	掃除機（管理棟用）	1 台
2	コンテナずれ防止棒	6 0 本
3	手動式掃除機（上屋用）	1 台
4	スチール書庫	1 台

(別記様式 1)

函館市指定管理者指定申請書

年 月 日

函館市長 様

所在地または代表者の住所
申請者 名称
代表者の氏名 印
電話 — —

港町ふ頭コンテナヤード施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

添付書類

- 1 申請の資格を有していることを証する書類
- 2 定款，寄附行為，規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては，当該法人の登記事項証明書（地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体にあっては，同条第 12 項の証明書）
- 4 事業計画書
- 5 施設の管理に係る収支計画書
- 6 この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに前事業年度の収支計算書および事業報告書
- 7 営利を目的とする法人にあっては，この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに直前 3 年の各事業年度の収支決算書および事業報告書ならびに法人市民税の納税を証する書類
- 8 その他市長が必要と認める書類

(別記様式 2)

誓 約 書

申請者およびその代表者（7においては役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市における競争入札への参加を制限されている者
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから5年を経過しない者、または、指定管理者に指定することが不可能となり、若しくは著しく不適当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けてから5年を経過しない者
- 5 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（②および③に掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者
 - ① 議会の議員
 - ② 市長および副市長
 - ③ 法第180条の5の規定により市に設置されている委員会の委員および委員
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

年 月 日

所在地または代表者の住所
申請者 名称
代表者の氏名
電話 — —

(別記様式3)

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
団体の名称		
代表者の職・氏名		
所在地		
設立年月日		
資本金	令和 年 月 日現在	千円
従業者数	令和 年 月 日現在 正社員	人
	非正社員	人
主たる業務内容		
類似施設の管理に関する過去の業務実績		
連絡先	連絡責任者の職・氏名：	
	電話番号：	F A X 番号：
	E-mail：	

※ 記入欄が足りない場合は、様式に準じて追加してください。

(別記様式4)

グループ申請に係る構成団体の委任状

年 月 日

函館市長 様

構成団体	所在地または代表者の住所	
	名称	
	代表者の氏名	印
	電話	— —

構成団体	所在地または代表者の住所	
	名称	
	代表者の氏名	印
	電話	— —

構成団体	所在地または代表者の住所	
	名称	
	代表者の氏名	印
	電話	— —

私達は、下記の団体をグループの代表団体として、港町ふ頭コンテナヤード施設に係る指定管理者の指定の申請に関する一切の権限を委任します。

代表団体	所在地または代表者の住所	
	名称	
	代表者の氏名	

※ 構成団体の記載欄が足りない場合は、適宜追加してください。

I 施設の管理に係る基本方針

1 施設設置の目的が達成できるか
2 市民の平等利用が確保され、市民サービスの向上が図られるか
3 収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか
5 緊急時対応などが確立されているか
6 個人情報保護の適正な管理が図られるか

7	雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか
8	環境に配慮した経営を行っているか
9	障害者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか
10	地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか
11	施設の利用促進への取り組みが行われるか

※評価の基準となるため、具体的な考え方や取組み方針を、詳細に記載してください。

Ⅱ 指定期間内の年度ごとの業務計画（●●年度分）

1 業務の実施計画

※業務処理要領(業務仕様書)に記載する内容以上の業務を実施する場合を具体的に明示してください。

(例)

・年間スケジュール

・施設の維持管理に関する業務

使用許可業務, 料金収納業務, 日報等各種報告業務, 清掃・警備巡回業務,

施設・設備の日常点検業務

・施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務

・指定管理者から第三者への委託に関する業務

・ポートセールスに関する業務

事業内容, 期待される効果

2 人員体制図

(例)

・組織体系図

・人員配置数, 職制, 職種, 業務分担

3 苦情処理, 緊急時等の対応体制図

4 自主事業の提案・実施計画

5 その他（必要に応じて項目を設ける）

※ 各事業年度ごとに作成してください。

(別記様式6)

施設の管理に係る収支計画書（●●年度分）

団体名称

1 收入

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
管理委託料 (利用料金収入) (自主事業利益) (その他の収入)			
合 計 (A)			

2 支 出

科 目	内 訳	予算額（円）	備 考
(例)			
人件費			
維持管理費			
・ 燃料費			
・ 電気，水道料			
・ 清掃，警備料			
・ 維持補修費			
・ その他			
事務費			
・ 消耗品費			
・ 備品購入費			
・ 通信運搬費			
・ その他			
事業費			
租税公課			
・ 消費税	(申告納税相当額を計上してください)		
その 他			
合 計（B）			

差 (A-B)			
---------	--	--	--

備考

- 1 指定期間内の年度ごとおよび合計の収支計画書を提出してください。
- 2 収支は税込みで記入し、具体的な積算の内訳・根拠を別紙（様式任意）で示してください。
(※人件費の内訳については、別途指定する様式により提出してください。)
- 3 人件費など不課税支出に対する消費税相当額（申告納税相当額）については、租税公課に「消費税」として計上してください。
- 4 消費税の免税および簡易課税の対象事業者は、その旨を備考欄に記入してください。

(別記様式7)

自主事業に係る収支計画書（●●年度分）

団体の名称 _____

1 収 入

科 目	内 訳	予算額（円）	備 考
販売収入等			
その他の収入			
合 計（A）			

2 支 出

科 目	内 訳	予算額（円）	備 考
(例) 人件費 維持管理費 ・燃料費 ・電気、水道料 ・清掃、警備料 ・維持補修費 ・その他 事務費 ・消耗品費 ・備品購入費 ・通信運搬費 ・その他 事業費 その他			
合 計			

差（A－B）			
--------	--	--	--

備 考

- 1 指定期間内の年度ごとおよび合計の収支計画書を提出してください。
- 2 収支は税込みで記入し、具体的な積算の内訳・根拠を別紙（様式任意）で示してください。

(別記様式8)

質 問 票

公の施設の名称 港町ふ頭コンテナヤード施設

団体の名称

提出年月日 年 月 日

連絡責任者の職・氏名：	
電話番号：	F A X 番号：
E-mail：	

質問事項	
------	--

(別記様式9)

収支計画書補足資料：人件費の積算内訳(詳細)について

提出日：令和 年 月 日

施設名	港町ふ頭コンテナヤード施設	担当者名	
申請団体名		電話番号	

黄色のセルに入力してください。

No.	(1) 職名	(2) 人数 (人)	(3) 人 件 費 積 算 額 の 内 訳 (円) ※収支計画書に記載した額(年額)				(4) 左記内訳①のうち、基本給の積算根拠					(5) 所定 労働日数	(6) 所定労働時間		(7) 時間単価A (円)	(8) 時間単価B (円)	(9) 雇用形態		(10) 指定管理 業務以外 の業務への 従事させる 予定
			① 基本給 +基礎内手当	② 基準外手当	③ 法定福利費 福利厚生費	④ 合計 ①+②+③	⑤ 人工に応じた人件費 年額 ④×(2)	⑥ 給与 形態	⑦ 積算 単価(円)	⑧ 積算 数量	⑧の 単位		⑨ 年額(円) ⑦×⑧	⑪ 年間 1日あたり			⑬ 年間	⑫ 時間換算額 ①/⑬	
1						0	0						0						
2						0	0						0						
3						0	0						0						
4						0	0						0						
5						0	0						0						
【合計】		0.0	0	0	0	0	0						0						

(11)	①に含まれる 基算内手当の名称	
------	--------------------	--

(別記様式 10)

賃金スライド対象人件費計画額

年 月 日

函 館 市 長 様

所在地または代表者の住所
名称
代表者の氏名

1 制度適用の希望

港町ふ頭コンテナヤード施設における賃金スライド制度の適用について、以下のとおり希望いたします。

希望する ・ 希望しない

2 人件費計画額 ※賃金スライド制度の適用を希望する場合のみ記載

港町ふ頭コンテナヤード施設における賃金スライド制度に基づく対象経費について、以下のとおり提案いたします。

(1) 正規職員

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	合計
配置人数						—
対象人件費						0円
対象外人件費						0円
人件費合計	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※上記人件費には消費税および地方消費税相当額を含まない。

・対象としている人件費の種別

(例) 給料, 給料と連動する賞与, 社会保険料

・対象外としている人件費の種別

(例) 通勤手当, 住宅手当, 健康診断費

(2) 非正規職員

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	合計
配置人数						—
対象人件費						0円
対象外人件費						0円
人件費合計	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※上記人件費には消費税および地方消費税相当額を含まない。

・対象としている人件費の種別

(例) 給料, 給料と連動する賞与, 社会保険料

・対象外としている人件費の種別

(例) 通勤手当, 住宅手当, 健康診断費

＜記入要領＞

1 制度適用の希望

- ・賃金スライド制度の適用希望について、「希望する・希望しない」いずれかに○を付けて提出してください。
- ・賃金スライド制度の適用希望は、指定期間全期間に適用されるため、指定期間中の変更は、原則、できません。

2 人件費計画額

- ・本計画額については、函館市に提出後の変更は認めません。ただし、複数年度にわたり恒常的かつ大幅な職員構成等の変更が生じる場合および市の事情による管理運営業務の変更が生じた場合は別途協議とします。
- ・指定管理者から直接雇用されている職員を対象とし、再委託等の事業者の職員は対象外となります。
- ・自主事業に係る経費は含みません。

- ①「正規職員」「非正規職員」：指定管理施設で働く職員について、以下の区分により記載してください。

※施設の性質や指定管理者の組織体制によって被雇用者の勤務形態は異なり、一律的な区分は困難であるため、以下の考え方を参考に、実際の雇用状況に応じて適切に判断してください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・正規職員：各事業者において正規職員と分類している者
(考え方) 期間を定めずに雇用されているいわゆる正職員・非正規職員：パート、アルバイト、契約社員など正規職員以外の者
(考え方) 正規職員と比較して1日の所定労働時間や労働日数が少ない者、または雇用期間の定めがある者 |
|--|

- ②「配置人数」：各区分に分類される配置職員の人数を記載してください。

※配置人数は申請時の収支計画書補足資料の人数と一致させてください。

※正規・非正規職員いずれにおいても、指定管理以外の業務への従事も含め、当該施設管理の専任でない職員がいる場合、勤務時間等に鑑み、当該指定管理施設の管理に係る業務の部分のみを按分してください。

※配置人数按分の場合は、対象人件費もその按分率に従い、計上してください。

(例) 労働時間8時間のうち、4時間は指定管理施設の業務に、4時間は指定管理と関係のない本社業務に従事 → 配置人数に0.5人を計上

- ③「対象人件費」：各勤務形態における職員の年間の給料、各種手当等のうち、「賃金水準の変動によって直接的な影響を受けるもの（賃金水準が変動したとき、それに連動して基本額等が変わることが想定されるもの）」の合計額を記載してください。

※各指定管理者の給与形態等によって、手当等の内容、取扱いは異なり、一律的な区分は困難であるため、指定管理者の実情等に応じて適切に分類してください。

(対象となる人件費の例) 給与・賃金、賞与(期末・勤勉手当)、超過勤務手当、社会保険料 (対象外の人件費の例) 通勤手当、健康診断費、勤労者福祉共済掛金、退職給付引当金

- ④「人件費合計」：「対象人件費」と「対象外人件費」の合計額を記載してください。

※正規職員と非正規職員の人件費合計額は、収支計画書の人件費と一致させてください。

3 その他

- ・賃金スライド制度は、2年目以降の管理委託料を変更する制度であるため、指定期間1年目については賃金水準の変動を見込んだ提案としてください。

＜賃金スライド制度の詳細については、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」をご参照ください。＞